**平成２７年（フ）第３５６号**
兵庫県姫路市市川台２丁目１番地　市住５－519
債務者　藪口　広樹
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２７年（フ）第２１３号**
奈良市青野町３番地　アルス西大寺モデルノ603号
債務者　中西　壽子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
奈良地方裁判所

**平成２７年（フ）第２１４号**
奈良市青野町３番地　アルス西大寺モデルノ603号
債務者　中西　　香
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
奈良地方裁判所

**平成２７年（フ）第２６５号**
奈良市南京終町２丁目251－４　シティパレスやすらぎの道Ｐ３　２階232号室、住民票上の住所奈良市富雄川西１丁目４番15－３号
債務者　中村　祐三
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
奈良地方裁判所

**平成２７年（フ）第２７７号**
奈良市神功１丁目６番地　平城第１団地11－304
債務者　中川　穂波
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
奈良地方裁判所

**平成２７年（フ）第９２号**
鳥取県米子市富士見町２丁目144番地　ライラックマンション501号、前住所鳥取県米子市尾高922番地３　ピュアレジデンスＢ－202号
債務者　石津　伸介
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２７年（フ）第５３６号**
広島市西区高須４丁目20番20号
債務者　高橋　智子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第５４９号**
広島市西区三篠北町１番４－206号
債務者　谷口惠美子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第７４号**
広島県三原市港町２丁目７番２号
債務者　内田　隆志
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
広島地方裁判所尾道支部

**平成２７年（フ）第２５３号**
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4757番地１、前住所宮崎市大塚町田淵ケ原4064番地３
債務者　小河　鮎美
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第６７号**
宮崎県延岡市北小路15番地13　メゾン富士華303
債務者　簑毛　敏一
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２７年（フ）第７０号**
宮崎県日向市東郷町山陰丙1515番地４
債務者　村川あすか
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２７年（フ）第７６号**
宮崎県延岡市北方町川水流卯1239番地１　ニュータウン北方団地　301
債務者　甲斐　伸一
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２７年（フ）第３０４号**
鹿児島県熊毛郡中種子町野間3922番地１（町営伏之前団地１－205）
債務者　松原　衛留
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２７年（フ）第３１８号**
鹿児島県西之表市西之表14364番地
債務者　鎌倉　富夫
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２７年（フ）第５０号**
長野県上伊那郡南箕輪村2380番地1079　特別養護老人ホーム　コンソール大芝
債務者　北原たか子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
長野地方裁判所伊那支部